

児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当などの 現況届をお忘れなく

児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当などを受けている方を対象に、下記の日程表の通り、現況届を受け付けます。手続きが必要な方には、8月上旬までに案内を送付しますので、必要なものをお持ちになり、会場へお出掛けください。

必要なもの

市が指定した添付書類（案内に記載） 印鑑

手当とは…

児童扶養手当…離婚、死別などで、父親に養育されなくなった18歳未満のお子さんを養育している母親など（公的年金を受けられない方）に支給される手当です。

特別児童扶養手当…身体や精神に中程度以上の障害のある

20歳未満のお子さんを養育している方に支給される手当です。

障害児福祉手当…身体や精神に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

特別障害者手当…身体や精神に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする、在宅で20歳以上の方に支給される手当です。

心身障害児福祉手当…身体障害者手帳や療育手帳を所持する20歳未満のお子さんを養育している保護者に支給される手当です（特別児童扶養手当や、障害児福祉手当を受給している場合は除く）。

ご注意ください

該当される方は申請を必要としますが、手当は所得額

受け付け日程表

日 時	8月15日(水)	8月16日(木)	8月17日(金)
	10:00~12:00 13:00~16:00	10:00~12:00 13:00~16:00	10:00~12:00 13:00~16:30 17:00~19:00
会 場	妻木公民館 (大会議室)	駄知公民館 (会議室)	文化プラザ (ルナホール)

上記の日程でご都合の悪い方は、8月13日(月)・14日(火)・20日(月)~31日(金)のうち(土・日曜日を除く)に、福祉課へお出掛けください。

(扶養義務者も含む)により減額または支給停止があります。また、施設などに入所したり、病院などに入院しているときは、該当しない場合があります。

詳しくは、福祉課障害・給付係内線154へ。

老人保健医療受給者の皆さんへ

8月は受給者証の更新月です

更新が必要となる方には、7月20日ごろに案内を発送します。案内に従って手続きをしてください。なお、更新の必要のない方は、引き続き、現在の受給者証をご使用ください。

「基準収入額適用申請」について

医療機関で3割負担している方のうち、次の要件に該当する方は、申請されますと1割負担となります。

認定要件 同一世帯で70歳以上の方の収入額が、383万円未満(1人)・520万円未満(2人以上)の場合

受付期間 8月1日(水)~14日(火)(土・日曜日を除く)

期間内に申請し、認定された方については、8月1日(水)にさかのぼって1割負担となります。

手続きに必要なもの ▶老人保健医療受給者証 ▶保険証 ▶印鑑 ▶確定申告書の写し、給与源泉徴収票などで収入額の確認ができる書類

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

平成19年度の市県民税が全員非課税である世帯に属する方が入院された場合、医療費(自己負担分)や入院時の食事代が減額される場合があります。

受付開始 8月1日(水)から

手続きに必要なもの ▶老人保健医療受給者証 ▶保険証 ▶限度額適用・標準負担額減額認定証(現在交付を受けている方のみ)

老人保健からのお知らせ

保険証や住所が変わったときなどは、必ず変更届を提出してください。

詳しくは、福祉課障害・給付係(内線155)へ。